

お 知 ら せ

令和８年発生災害に伴う特例措置について（概要）

目 的

令和２年から令和７年発生災害については、入札方式や配置技術者等について特例措置を講じ、これらの災害復旧事業等について、早期完成に向け鋭意工事を進めているところです。令和８年においても、６月豪雨などに伴い一定程度の災害が発生した地域では、公共土木施設の早期復旧及び災害関連工事の着実な執行を図ることを目的に、以下の対象工事等に対して特例措置を講じます。

対象工事等

令和８年に発生した災害による災害復旧事業等のうち、工事内容が一般的で高度な技術を要しない工事を対象に、原則、以下の工事とします。

1. 対象工事

標記に伴う災害復旧事業及び災害に関連する事業の工事

2. 対象工種

- ① 一般土木工事（土木一式工事）
- ② 舗装工事（コンクリート舗装工事等の特殊工事を除く。）
- ③ 法面表面浸食防止工事（とび・土工・コンクリート工事）

3. 対象土木事務所

竹田土木事務所、日田土木事務所

特例措置の内容

1. 総合評価落札方式について

予定価格５千万円以上の工事でも、総合評価落札方式の対象としないことができる。また、予定価格２億円以上の工事においても、施工実績等評価タイプを適用する、または総合評価落札方式の対象としないことができることとします。

2. 配置技術者の雇用関係について

専任の主任技術者及び専任の監理技術者の雇用関係について、契約日の前日までに直接的な雇用関係があることを要件とします。

3. 現場代理人の兼務について

２件までの兼務に加えて、兼務する工事のうち１件以上が災害復旧工事等である場合には、現場代理人の兼務を３件まで認めることとします。

ただし、兼務している又は兼務する工事いずれかの工事現場から直線距離で１０ｋｍ以内又は同一の市町村内であることを要件とします。

4. 市が発注する災害復旧工事との現場代理人の兼務について

市と県との間で事前協議が整い、市が発注する災害復旧工事について、工事箇所が県発注工事に近接し、一体的に施工することが合理的であると判断された場合で、市が随意契約するもの限り、現場代理人の兼務を認めることとします。

特例措置の適用時期

令和8年10月1日以降、入札公告又は指名通知を行う工事について適用します。